

特 記 仕 様 書

1. 事業年度 令和7年度
2. 委託名 県単道路維持修繕委託（館山・草刈10）
3. 路線河海名 （主）鴨川富山線
4. 委託箇所 南房総市 山田

第1章 総 則

第1条 適 用

本業務委託は、設計図書、千葉県土木工事共通仕様書（千葉県県土整備部最新版）及び千葉県が示す方針に基づき、除草を行うものである。

第2条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から110日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.77
その他の作業不能日	

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第2章 安全対策

第3条 公衆災害

委託の実施に当たっては、「建設工事公衆災害防止対策防止対策要項」の規定により行わなければならない。

第4条 業務計画書

受注者は、業務概要・工程・安全対策・緊急時の連絡体制について記載した業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。

第5条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事期間中は、安全確保のため保安要員を巡回させ、工事看板、バリケード等保安施設の点検を行うものとする。
- 3 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は作業期間中に勤務する人員は下表のとおりとする。

施工箇所	交通誘導警備員	備考
主要地方道、一般県道区間	2人／日以上 (うち有資格誘導員0人)	交代要員なし

第3章 業務概要

第6条 作業内容

本委託は別添図面における、除草総面積 $A=1,400\text{m}^2$ を設計数量としている。なお、実施箇所については、交通に支障をきたす恐れがある場所を優先的に実施すること。

また、作業内容については下記のとおりとする。

- ①住宅地図等を実施箇所、延長及び面積を記入し提出すること。
- ②除草幅は、車道、歩道部の路肩より 0.5m とするが、現場状況を考慮すること。
- ③歩道に隣接している場所、境界ブロック及び側溝際の草も除去し刈り残しのないようにすること。
- ④側溝、路肩上に堆積している少量の土砂等は撤去すること。
- ⑤除草区間前後に作業中の標識等を設置し、道路交通等に十分注意すること。
- ⑥同一箇所での左側右側同時作業は、原則として行わないこと。
- ⑦作業時は、ヘルメット、ゴーグル、反射ベスト等を着用し、安全を期すること。
- ⑧飛び石による、車両・歩行者への被害が予想される為ベニヤ板等で防護するなど策を講じること。

- ⑨工事期間中は、必ず保安施設等(工事看板など)を配置し、事故等が起きないように安全対策に努めること。
- ⑩肩掛式刈払機による労働災害や振動障害の発生を防止するため、作業者は労働安全衛生特別教育(刈払機取扱作業教育)を修了した者を作業に従事させる。また、施工計画書に労働安全衛生特別等修了証の写しを提出すること。

第7条 草の処理

1. 本業務により発生する草 1.8 t は、平均片道運搬距離 9.9 km の南房総市検儀谷地先にある鋸南地区環境衛生組合大谷クリーンセンターに運搬し処理すること。
また、業務発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は監督員と協議するものとする。
2. 除草範囲内に点在する空缶・空瓶は除去し、各自治体が定めた通り適正に処理すること。なお、収集後の状況(袋詰等)を除草状況と併せて写真帳により報告すること。

第8条 写真管理

1. 写真撮影に際しては、背景に建物・看板等を入れ、場所を特定できるようにすること。
2. 施工前に実施予定箇所を巡回し、実施箇所の施工前写真を完了させる。
3. 施工後、その日のうちに速やかに施工前写真を確認しながら写真撮影を行う。
4. 草刈及び路肩清掃の幅は、出来形管理表と対応できるように写真管理を実施すること。

第9条 出来形管理

延長 100m毎に草刈及び路肩清掃幅を管理することが原則とするが、草刈幅が変化する場合及び見通しが悪い箇所は 100mにこだわらず、中間点を設けて出来形管理表を作成する。

第10条 確認・立会について

1. 受注者は、共通仕様書第3編第1章第1節 1-1-5の規定の他必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。
なお、下記工種の施工段階において、監督職員の確認を受けるものとし、

これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。

種別	細別	確認時期
道路除草工	道路除草（複合）	各路線除草完了後

第 1 1 条 一般業務

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物及び埋設管等には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。

第 1 2 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が、発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 1 3 条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れ等、異常がある時は速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第 1 4 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める最新版の「土木工事書類作成マニュアル（千葉県県土整備部）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める最新版の「土木工事電子書類スリム化ガイド（千葉県県土整備部）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

【関連資料】

- ・土木工事書類作成マニュアル
- ・土木工事電子書類スリム化ガイド

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/kouji-manyual.html>

第 1 5 条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 1 9 条から第 2 6 条及び土木工事共通仕様書

共通編 1-1-14 から 1-1-16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、最新版の「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）（千葉県県土整備部）」によることとする。

【関連資料】

- ・土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）（千葉県県土整備部）

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/documents/gaidorain-r0301.pdf>

第 16 条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

実施にあたっては最新版の「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

【関連資料】

- ・千葉県県土整備部情報共有システム実施要領

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/denshinouhin/documents/r6-4-asp.pdf>

第 17 条 電子納品

1. 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、国交省の「工事完成図書の電子納品等要領（案）（平成 20 年 5 月）：（以下「要領」という）」に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 等）で正副 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、千葉県の最新版の「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」を参考にするものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第18条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器ソフトウェア等

（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成29年度版）「3. (2)撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機

器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和2年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。